

坂田公認会計士事務所通信3月号

お客様各位

平成23年3月1日

記録的な寒さの冬も終わりに近づき、いよいよ春の訪れが近い今日この頃ですね。

皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

さて、今月の事務所通信は下記の2項目についてまとめました。

1. 平成23年度税制改正案解説～贈与税の課税緩和
2. 就業規則見直しのポイント～就業規則は会社を守る

1. 平成23年度税制改正案解説～贈与税の課税緩和

贈与税について、現在は親から子に贈与した場合に、贈与時に課税せず相続時にまとめて課税する相続時精算課税制度が行われていますが、改正案では贈与を受ける側の範囲が拡大され、孫も対象になります。

これにより、祖父母から孫への贈与が行い易くなり、相続税の負担を軽減できます。

政局が不安定で、現時点では成立するかは不明ですので、来月号で詳しく解説します。

2. 就業規則見直しのポイント～就業規則は会社を守る

就業規則は、賃金、休日・休暇、就業時間、退職については労働基準法で定める要件を記載する必要がありますが、それ以外については、会社が自由に作成することができます。

これを私的自治といい、例えば、会社が社員に「して欲しいこと」、「して欲しくないこと」を明文化すればそれが自動的に社員の義務となります。

もし訴訟となれば就業規則で定められた内容が重要になりますから、あいまいな不文律ではなく、第三者（裁判所や監督官庁）が見ても分かるように、きちんと明文化しておくことが会社を守るのです。

明文化しておけば、会社はそれを根拠に自らの意思を堂々と主張でき、また就業規則があれば、裁判などで争う前にしっかりと会社が社員と話し合うことが可能になります。

これを機会に就業規則の見直しを検討してみたいはいかがでしょうか。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

坂田公認会計士事務所 株式会社ビジネストラスト

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@eto.eonet.ne.jp HP <http://www.taxac.jp/sakata/>